

徳島県警察通信指令に関する訓令

この訓令は、警察通信指令に関する規則(平成21年国家公安委員会規則第9号)第8条第2項の規定に基づき、110番通報その他の緊急通報により県警察に通報される事件、事故、災害その他の警察事象に対し、迅速かつ適切な初動警察活動を行うため、通信指令課及び署通信室の行う指令、手配、通報等の範囲その他の通信指令に関し、必要な事項を定めたものである。